

3 監 第 53 号  
令和 3 年 8 月 24 日

上田市長 土屋 陽一様

上田市監査委員 小池 功二  
同 小坂井 二郎

令和 2 年度上田市財政健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された  
令和 2 年度決算に係る財政健全化判断比率について審査したので、次のとおり意見を  
提出します。

## 令和2年度 上田市財政健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和3年7月15日から令和3年8月23日まで

### 3 審査の方法

審査にあたっては、上田市監査基準に従い、各健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が決算書及び統計数値等に基づき適切に用いられているかなどに主眼をおき審査を行いました。

### 4 審査の結果

審査の結果は次のとおりであり、各健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位：%)

| 年 度<br>比率区分 | 健 全 化 判 断 比 率 |              |              |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
|             | 平成30年度        | 令和元年度        | 令和2年度        |
| 実質赤字比率      | — (11.46)     | — (11.46)    | — (11.45)    |
| 連結実質赤字比率    | — (16.46)     | — (16.46)    | — (16.45)    |
| 実質公債費比率     | 5.4 (25.0)    | 5.4 (25.0)   | 5.3 (25.0)   |
| 将来負担比率      | 26.7 (350.0)  | 28.9 (350.0) | 36.4 (350.0) |

※ ( ) 内は「早期健全化基準」の比率。

※ 各健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上になった場合は早期健全化段階となり「財政健全化計画」を定める必要があります。

#### (1) 実質赤字比率

前年度に引き続き黒字（黒字比率3.39%）となり、該当比率は算出されません。

#### (2) 連結実質赤字比率

前年度に引き続き黒字（黒字比率28.85%）となり、該当比率は算出されません。

#### (3) 実質公債費比率

前年度に比べ0.1ポイント低下し、5.3%となりました。早期健全化基準(25.0%)に対しては19.7ポイント下回っています。

#### (4) 将来負担比率

前年度に比べ7.5ポイント上昇し、36.4%となりました。早期健全化基準(350.0%)に対しては313.6ポイント下回っています。

### 5 審査意見

令和2年度における各健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回るものとなっています。前年度比率に対し、実質公債費比率は低下していますが、将来負担比率は上昇しています。

引き続き将来負担の状況等に十分留意のうえ、健全性に配慮した財政運営に努めてください。

## 参考：各健全化判断比率の概要

以下において「一般会計等」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び同施行令等の規定に基づく区分であり、上田市の場合「一般会計」「土地取得事業特別会計」「同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計」「武石診療所事業特別会計」の4つの会計が含まれます。

### 実質赤字比率

- 「一般会計等」における実質赤字額を標準財政規模で除して算定されます。

$$\text{実質赤字比率 \%} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 連結実質赤字比率

- 上記「一般会計等」に加え、一般会計等以外の全ての特別会計及び企業会計の実質赤字額を合算し、これを標準財政規模で除して算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率 \%} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- この場合、法令上（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の企業会計については、同法令等の規定による「資金不足額」を赤字額と見做し算定します。

### 実質公債費比率

- 公債費（元利償還金）等が標準財政規模に比しどの程度の負担かを表す指標で、「一般会計等」をベースに算定されます。

$$\text{実質公債費比率 \%} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (3か年平均)$$

- 「準元利償還金」には、公営企業債の償還財源として一般会計等以外の会計へ繰出等を行ったもの、一部事務組合等の地方債の償還財源として負担等したもの等が含まれます。

### 将来負担比率

- 実質公債費比率がフローベースの負担を表すのに対し、一般会計等におけるストック（残高）ベースでの財政負担を表す指標として算定されます。

$$\text{将来負担比率 \%} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

- 「将来負担額」には主に次の残高等が算定されています。
  - ・年度末における地方債現在高
  - ・一般会計等以外の会計の地方債元金償還に充てるための繰出等見込額
  - ・退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
  - ・公社及び損失補償をしている第三セクター等の負債のうち、一般会計等の負担見込額など

3 監 第 54 号  
令和 3 年 8 月 24 日

上田市長 土屋 陽一様

上田市監査委員 小池 功二  
同 小坂井 二郎

令和 2 年度上田市公営企業資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された  
令和 2 年度決算に係る公営企業資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を  
提出します。

## 令和2年度 上田市公営企業資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和3年7月15日から令和3年8月23日まで

### 3 審査の方法

審査にあたっては、上田市監査基準に従い、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿つて適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が決算書及び統計数値等に基づき適切に用いられているかなどに主眼をおき審査を行いました。

### 4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

前年度に引き続き対象となる各会計ともに資金剩余额が算定されるため「資金不足比率」の該当はありません。

(単位：%)

| 年 度<br>会計（事業） | 資 金 不 足 比 率 |        |        |
|---------------|-------------|--------|--------|
|               | 平成30年度      | 令和元年度  | 令和2年度  |
| 真田有線放送電話事業会計  | -           | -      | -      |
| 産婦人科病院事業会計    | -           | -      | -      |
| 水道事業会計        | -           | (20.0) | (20.0) |
| 公共下水道事業会計     | -           | -      | -      |
| 農業集落排水事業会計    | -           | -      | -      |

※ ( ) 内は「経営健全化基準」の比率。

※ 「経営健全化基準」以上の資金不足比率が算出される場合には「経営健全化計画」を定める必要があります。

### 5 審査意見

令和2年度における資金不足比率は、いずれの会計においても算出されませんでした。  
引き続き健全性に配慮した財政運営に努めてください。

## 参考：資金不足比率の概要

- 公営企業会計を対象として算定されるものです。

※本制度上の「公営企業会計」とは次の①、②の会計の総称です。

①地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計

②地方財政法施行令第46条に定める公営企業のうち、地方公営企業法適用企業以外の特別会計

※上田市においては、「4 審査の結果」に記載の5会計が該当します。

$$\text{資金不足比率 \%} = \frac{\text{資 金 の 不 足 額}}{\text{事 業 の 規 模}}$$

- 「資金の不足額」は、地方公営企業法の適用関係に応じ次のとおり算定されます。

・法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※ 「解消可能資金不足額」とは、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合控除される一定の額です。

- 「事業の規模」は、地方公営企業法の適用関係に応じ次のとおり算定されます。

・法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額  
- 受託工事収益に相当する収入の額